

《火災予防条例の一部改正の概要》

1 改正に至る背景と目的

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令368号）が公布されたことに伴い火災予防条例の一部を改正しました。

今回の改正は、平成25年8月に京都府の福知山花火大会会場で発生した火災を踏まえ、露店や屋台等（以下「露店等」とする）において使用される対象火気器具等（※）に対し消火器の準備を求めるほか、消防機関が対象火気器具等を使用する露店等の開設を把握するため届出を義務付けるとともに、屋外において大規模な催しを主催する者に対し、事前に防火担当者を定め火災予防上必要な業務の計画を義務付けたものです。

※ 対象火気器具等とは

液体・気体・固体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具
コンロ・発電機・ストーブ等をいう。

2 主な改正内容

（1）消火器の準備

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催し（※）に際して使用する場合は、消火器（※）を準備した上で使用することとなりました。

※ 多数の者が集合する催しとは

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催し、具体的には、祭礼、縁日、花火大会、展示会等の一定の社会的広がりを持つものを対象とします。

したがって、集合する範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催する餅つき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど）は対象外とします。

※ 消火器

水バケツ・エアゾール式簡易消火器具及び住宅用消火器は該当しません。ABC消火器の6型以上の準備をお願いします。

（2）指定催しの指定

消防長は、祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者が集合する屋外の催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件（※）に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

なお、指定するときは、あらかじめ催しを主催する者の意見を聞き、指定した際には、催しを主催する者に通知し、公示します。

※ 大規模なものとして消防長が別に定める要件とは次のアとイの両方を満たす屋外催しです。

ア 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、一日あたりの人出予想が10万人以上である屋外催し

イ 露店等が100店以上出店する屋外催し

(3) 指定催しの防火管理

指定催しを主催する者は、「防火担当者」を定め、「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成するとともに、開催する14日前までに当該計画を消防本部予防課へ提出して下さい。

「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」

《用紙ダウンロード先》

安房郡市消防本部ホームページ⇒『各種申請用紙』⇒■条例17

http://awakouiki.jp/shobo_honbu/download/shinseiyoushi.html

(4) 露店等開設の届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して、対象火気器具等を用い露店等を開設する場合は、所轄消防機関(署・分署・分遣所)へ届出して下さい。

※ 届出者について

当該催しの主催者又は露店等の開設を統括する者が取りまとめて、消防機関に届け出してください。

「露店等の開設届出書」

《用紙ダウンロード先》

安房郡市消防本部ホームページ⇒『各種申請用紙』⇒■条例16

http://awakouiki.jp/shobo_honbu/download/shinseiyoushi.html

(5) 罰則

「指定催し」を主催する者で、火災予防上必要な業務に関する計画を消防機関に提出しなかった者に対し、罰則(30万円以下の罰金)を科すこととします。

(6) 施行期日

この条例は、平成26年8月1日施行です。

【問い合わせ先】

安房郡市消防本部

予 防 課 0470-22-2234

館山消防署 0470-22-2904

鴨川消防署 04-7093-2131